

4月号 No.190



編集・発行

越谷・松伏水道企業団

〒343-8505 越谷市越ヶ谷三丁目5番22号

TEL 048-966-3931 FAX 048-963-0706

https://www.koshi-matsu.koshigaya.saitama.jp



水道統計

(令和2年(2020年)3月1日現在)	
給水人口	373,487人
給水戸数	165,037戸

今号の主な内容

- 1面 手洗いで感染症予防 塩素の力 使っていますか?マイボトル
- 2面 予算のあらまし
- 3面 水道事業経営方針 水質検査計画の策定
- 4面 企業団からのお知らせ

水道だより

発行日/令和2年(2020年)4月15日

手洗いで感染症予防

道路上の漏水は専用フリーダイヤル

0120-788-866

におかけください。(24時間対応)



新型コロナウイルス感染症やインフルエンザウイルスから身を守る有効な手段の1つに手洗いがあります。ドアノブや電車のつり革、エレベーターのボタンのような不特定多数の人が触れる場所は、ウイルスを知らず知らずのうちに媒介してしまいます。ウイルスがついた手で、口や鼻などに触れてしまうことで、粘膜を通して感染してしまうのです。正しい手洗いで感染症を予防しましょう。

正しい手の洗い方

手洗いの前に
 ・爪は短く切っておきましょう
 ・時計や指輪は外しておきましょう



首相官邸HP(手洗いチラシ)より抜粋

~手洗い3つのポイント~

こまめに洗いましょう

外出先から帰ってきた時だけでなく、調理前後や食事の前も洗いましょう。



流水で15秒以上すすぎましょう

一定時間水で流すことで、ウイルスをより減らすことができます。



清潔なタオルなどで水滴をよく拭き取って乾かしましょう

タオルが汚れていると、せっかくの手洗いが無駄になってしまいます。ペーパータオルを使うといった方法もあります。



コラム パワー 塩素の力

ご家庭の冷蔵庫で氷を作るとき、ミネラルウォーターより水道水を使うほうが良いってご存知でしたか?それは、水道水に含まれている塩素が除菌効果を発揮するためです。

下の写真は、水道水と塩素の入っていない水にそれぞれ口をつけた後、プレートに入れて4日間保管したものです。

水道水と塩素なしの水を使った細菌の繁殖実験



水道水を見てみるとほとんど細菌が確認できませんでした。一方、塩素の入っていない水に白い斑点ができています。これは一般細菌が繁殖した結果です。

塩素は酸化力が強く、優れた殺菌力を発揮し、水の中に潜んでいる一般細菌を除去する効果があります。水道水を安全に保つために必要不可欠なものなのです。水道法で、水道水には塩素が1ℓ中に0.1mg以上入っていることが義務付けられています。通常飲む分には人体には全く影響がありません。ほんのわずかな量なのですが、においなどが気になる方がいるかもしれません。そんな時は冷やしたり、レモンを入れてレモン水にしたりするとおいしく飲むことができます。



使っていますか? マイボトル

みなさん、マイボトルを使っていますか? ちまたには、おしゃれなものや携帯に便利な小さいサイズまで利用シーンにあわせたものがたくさんあふれています。最近では雑誌の付録で見かけることもありますね。自分好みの飲み物を飲むために使う方や、環境に配慮して使われている方もいるでしょうか。中身を水道水にすることで、もうちょっと良いことがありますよ。

- ①環境にやさしい
市販のミネラルウォーターより、水道水を作る過程で排出されるCO₂の量が少ないのです。近年話題のSDGs(持続可能な開発目標)に貢献できますね。
 - ②体にやさしい
人間は1日約3ℓの水分が必要といわれています。そのうちの約1.2ℓは飲み水からとる必要があります。利尿作用のあるカフェインが入っていない水道水は、水分補給に適しています。
 - ③お財布にやさしい
お店や自動販売機で飲み物を買おうとすると、種類にもよりますが、安くても100円前後はかかってしまいます。おなじ金額で水道水なら飲みきれない量に!
- マイボトルをお使いの際は、ぜひ水道水を!



水道の使用開始中止専用電話番号

048-960-5660

【土・日・祝日・年末年始除く 8:30~17:15まで】

*企業団ホームページからもお申し込みができます

令和2年度 予算のあらまし

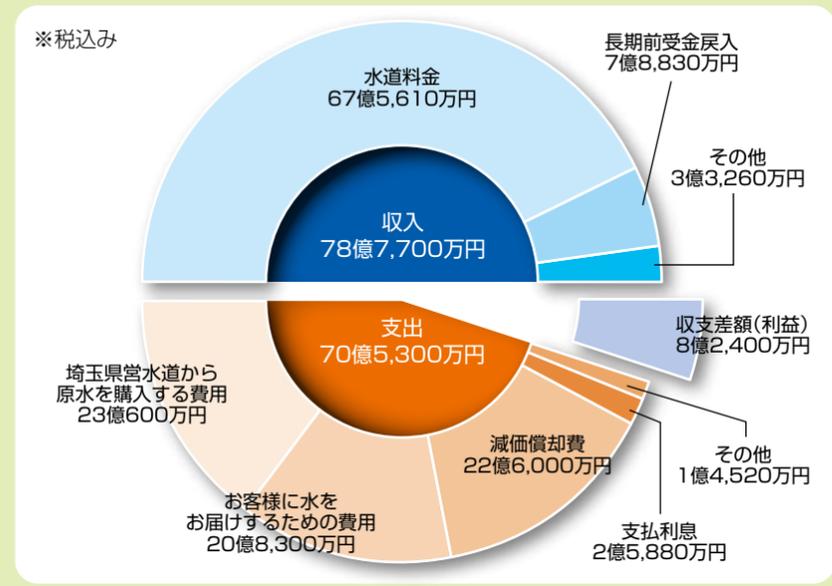
水道事業は、お客様からお支払いいただいている水道料金で必要な経費をまかなう独立採算制で運営しています。

令和2年度の予算編成にあたっては、「水道事業マスタープラン」の各施策の目標達成に向けて、事業を計画的かつ着実に実施することを基本として、予算及び実施計画を取りまとめました。

業務の予定量	給水戸数	166,300戸
	年間配水量	3,720万㎡
	1日平均配水量	101,918㎡
	主な建設改良事業	27億3,900万円 (築比地浄水場系 基幹管路更新工事等)



収益的収支… 水道料金などの収入と、原水の購入費用や水を届けるために必要な費用の収支です。



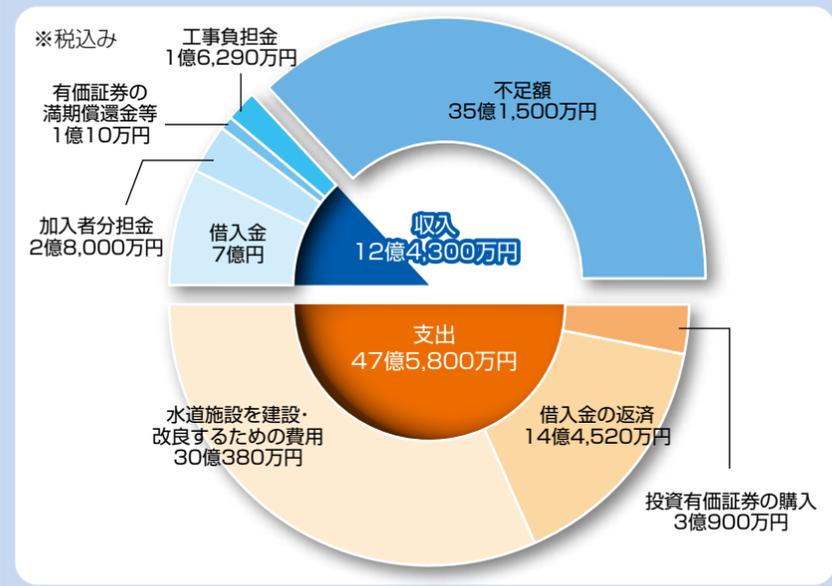
収入は78億7,700万円、支出は70億5,300万円となっています。

収入では、全体的に水需要が減少傾向にあるため、水道料金は前年度比3,110万円減の67億5,610万円を見込んでいます。長期前受金戻入は7億8,830万円で、その他収益を合わせた収入全体の合計は前年度比4,300万円の減となっています。

支出では、年間配水量を3,720万㎡と見込み、埼玉県営水道から原水を購入する費用は、前年度比400万円減の23億6,000万円となっています。また、お客様に水をお届けするための費用は、20億8,300万円、減価償却費は22億6,000万円、借入金の支払利息は2億5,880万円となっています。その他費用を合わせた支出全体の合計は前年度比2,300万円の増となっています。

収入から支出を差し引いた収支差額は、前年度比6,600万円減の8億2,400万円となりました。

資本的収支… 借入金や加入者分担金などの収入と、浄・配水場や配水管の整備など安定して水を送るために必要な投資的支出の収支です。



収入は12億4,300万円、支出は47億5,800万円となっています。

収入では、築比地浄水場系の基幹管路更新工事等に伴う財源として7億円を借り入れ、加入者分担金は2億8,000万円、越谷市や松伏町などからの工事負担金は1億6,290万円で、収入全体の合計は前年度比2億6,000万円減となっています。

支出では、水道施設を建設・改良するための費用は30億380万円、借入金の返済は14億4,520万円、投資有価証券の購入が3億900万円で、支出全体の合計は前年度比1億9,800万円の増となっています。

収入に対する支出の不足額35億1,500万円は、内部留保資金などで補てんします。

越谷松伏管工事業協同組合

越谷市大沢 4-17-17 TEL 048-964-6633 FAX 048-965-2846

水道工事専門店が加盟する組合です。 **広告**
水で困ったとき……まずはご連絡ください。

地区	事業所名	所在地	電話番号	地区	事業所名	所在地	電話番号
桜井	飯山建鉄株式会社	越谷市平方1821	978-6000	蒲生	蒲生水道設備工業株式会社	越谷市蒲生1-3-39	988-3067
新方	株式会社伸和設備	越谷市船渡495-1	978-8711		株式会社水導屋	越谷市蒲生3833-2	987-5359
	有限会社渡辺工業所	越谷市船渡1735	971-8355		第一エネルギー設備株式会社	越谷市蒲生茜町13-2	985-7221
増林	有限会社ヤマト工業所	越谷市増森2-164-5	962-5555	川柳	有限会社東部興業	越谷市川柳町4-374	987-2538
	有限会社須賀設備	越谷市東越谷4-8-15	965-2441	大相模	株式会社水野工業所	越谷市西方2-25-4	965-0351
	株式会社吉川水道冷熱	越谷市東越谷10-110-13	969-3611	大沢	株式会社ナカノヤ	越谷市大沢3-28-11	974-8711
	有限会社早山設備	越谷市花田4-7-16	965-2214		株式会社新興設備	越谷市東大沢4-6-29	966-7781
大袋	株式会社協和設備	越谷市大道478	973-6000	越ヶ谷	有限会社井戸由管工社	越谷市御殿町3-46	962-3978
	有限会社日栄設備	越谷市恩間29-6	975-6311		株式会社豊田設備	越谷市中町11-4	962-0171
荻島	株式会社桶新設備	越谷市西新井898	974-4716		有限会社社会田設備	越谷市赤山町5-10-12	962-0318
出羽	有限会社鈴木水道設備	越谷市神明町2-38	964-7048	松伏	今城電気商会	松伏町松伏4818	991-2403
	有限会社田中水道工業所	越谷市新越谷1-64-17	986-6021		山崎工業所	松伏町上赤岩859-2	991-2723
	共栄設備株式会社	越谷市七左町4-472-5	986-3299		明成工業株式会社	松伏町田中1-4-4	991-2459
			モリタヤ工業株式会社		松伏町金杉477-2	991-2428	

令和2年度 水道事業経営方針(要約)

企業団では、基本計画である「水道事業マスタープラン」に掲げる各施策を着実かつ効果的に進めるため、令和2年度水道事業経営方針をまとめました。

強靱で安定した水道事業の構築を目指して



築比地浄水場系基幹管路の更新工事

将来にわたって安定的に水を供給し続けるために、地震等の災害に備えて、浄配水場や基幹管路など水道施設の耐震化を推進するとともに、危機管理対策の充実を図り、強靱な水道を構築します。

- 大口径の基幹管路の更新については、昨年度からの継続事業である築比地浄水場系第3工区に加え、新たに2か年継続事業として第7工区と第11工区に着手します。
- 口径350mm以下の配水管については、昨年度から本格採用している水道配水用ポリエチレン管による更新をさらに進めます。また、土地区画整理事業地内等に新たな配水管を布設します。総延長9.2kmの管の新設・更新を行い、年度末の管路の耐震化率は約49.0%となる見込みです。
- 工期の平準化を図り工事の品質を確保するため、今年度内に入札手続きを行い次年度早期の事業着手を可能とする、いわゆる「ゼロ債務負担行為」を一部の工事に設定します。
- 危機管理対策については、耐震型緊急用貯水槽を自治会の皆さんにも操作や運営を担っていただけるよう体制の整備を進めます。

安全な水の給水を目指して



水質検査

水道施設を適正に維持管理し、水源から蛇口までの水質管理を徹底することによって、安全で良質な水道水を供給し続ける水道を目指します。

- 水の安全性については、水源から蛇口までのあらゆる過程におけるリスク要因を分析・管理する「水安全計画」に基づき、常に安全な水道水を供給していきます。
- 水質検査については、「水質検査計画」に則り検査を実施します。また、検査精度の信頼性を確保するため、今年度は水質基準7項目などを測定するイオンクロマトグラフ分析装置を更新します。
- 濁水の発生要因ともなる経年化した配水管を、発生リスクの高い地域を中心に水需要が増加する夏を迎える前に洗浄し、良質な水の供給に努めます。
- 貯水槽の水質を維持するため、貯水槽設置者に対し適正管理を促すとともに、直結直圧給水方式や直結増圧給水方式の普及・啓発に取り組みます。

持続可能な水道事業経営を目指して



高効率の配水ポンプ

将来にわたって健全な水道事業経営を持続していくため、中長期的な財政収支見通しと適切な資産管理の下、経営の効率化や人材の育成と技術の継承、環境へ配慮した事業などの取組みを推進します。

- 民法改正により、本年4月1日以降に給水契約を締結する料金の消滅時効が、現行の2年から5年へと変更になることから、今まで以上に未収金の早期回収に努め、収納率の向上に努めます。
- 水道事業に対する理解をより深めていただくため、PRイベントなどを通じて情報を分かりやすくお伝えします。また、水道をより身近に感じていただくため、企業団設立50周年記念で誕生したPRキャラクター「こしまつくん」を積極的に活用していきます。
- 環境対策として、小水力発電と太陽光発電による再生エネルギーを活用するとともに、高効率の配水ポンプやインバーター設備により、温室効果ガスの排出抑制を図ります。また、プラスチックごみの削減を図るため、災害用の備蓄水をペットボトルからアルミ缶へと切り替えます。

令和2年度「水質検査計画」を策定しました

企業団では、安全で良質な水をお届けするため、定期的に水質を検査しています。水質検査計画とは、検査の「項目」「場所」「頻度」などをまとめたもので、毎年度策定し公表しています。

水質検査計画の基本方針

- 水質検査は水質をより良く維持するために実施するものであり、検査結果は速やかに浄水処理に反映します。
- 埼玉県営水道から受水する水の割合が多いため、検査結果が活用できるように県企業局と連携していきます。
- 安全な水質を確保するために、法令で検査が義務付けられている水質基準項目だけでなく、検査義務のない水質管理目標設定項目についても検査を行います。
- 検査結果を速やかに公表し、情報を提供します。さらに、結果を評価し、継続的に検査計画を見直していきます。

水質検査計画の特徴

- 浄水場や配水場での検査のほか、公園などの給水栓(蛇口)から採水して検査します。
- 水質基準項目、水質管理目標設定項目のほか、感染症予防のために嫌気性芽胞菌とクリプトスポリジウム等の検査を実施します。また、浄水場ろ過水の放射性物質を測定し、安全性を確認します。
- 検査項目の色、濁り、残留塩素は越谷市・松伏町内にある6か所の「末端水質監視装置」で毎日自動測定します。
- 検査結果は、ホームページや水道だよりで公表します。



問合せ 配水管理課水質担当 ☎048-971-9425(直通)

給水契約等の定型約款について

令和2年4月1日施行の民法改正により、「定型約款」に関する規定が新設され、給水契約等に関してもその適用を受けます。
「定型約款」とは「定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」とされており、当企業団においては、給水契約の条件等を定めた「越谷・松伏水道企業団給水条例」及び「越谷・松伏水道企業団給水条例施行規則」がこの定型約款にあたります。ホームページにてご確認ください。

問合せ **お客さま課料金担当 048-966-3932(直通)**

音声ガイダンス導入のお知らせ

これまで、代表番号におかけいただいた電話は交換手が担当課へお繋ぎしていましたが、5月1日(金)から自動音声ガイダンスに変更となります。お問合せの際は音声ガイドに沿って番号の選択をお願いします。お問合せ内容が明確な場合は、下記の直通電話におかけください。

水道図画コンクール作品募集

<水・水道をテーマにした図画を募集します>
第62回水道週間(6月1日～6月7日)に併せて図画を募集します。
また、優秀作品は水道企業団の広報活動に使用させていただくとともに、全国コンクールに出品させていただきます。
応募された方には記念品を差し上げます。

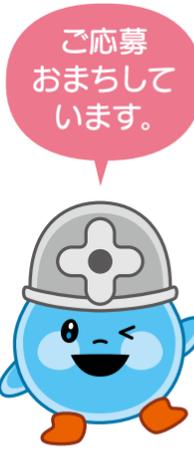
応募作品 画用紙サイズ
4切(約38cm×54cm)～8切(約38cm×27cm)

応募資格 越谷市、松伏町在住の小・中学生

応募方法 作品裏面に、郵便番号、住所、氏名、電話番号、学校名、学年を記載して水道企業団総務課へ、郵送または直接お持ちください。
応募は、1人1点とします。

応募締切 5月8日(金)必着

申込み 〒343-8505
越谷市越ヶ谷三丁目5番22号
越谷・松伏水道企業団
総務課庶務担当



問合せ **総務課庶務担当 048-971-7903(直通)**

宅内漏水による使用水量(水道料金の対象となる水量)に上限を設定しました

～水道料金使用水量認定要綱の一部改正について～

主な変更点

口径13～25mm(主に一般家庭の口径)で漏水があった場合、漏水分のお客さま負担が実績水量の3倍を上限とするよう、請求上限を設けました。

※この水量認定の制度は、注意していても発見できない地下部給水管等からの漏水などが対象となります。トイレ・給湯器・蛇口等、機器の不具合で流出した水量は対象となりません。
詳細は、ホームページをご確認ください。

★★お客様へのお願い★★

宅内漏水等があると、漏水の修理費や増加した水道料金など、使用者の方に多くのご負担が生じます。日頃から、宅内や敷地内、水道メーターを確認し、早期の漏水発見に努めてください。

問合せ **お客さま課料金担当 048-966-3932(直通)**

未収水道料金等回収業務の一部を弁護士法人に委託しました

越谷・松伏水道企業団では、回収が困難な未収水道料金等(①水道料金、②下水道使用料、③破損修繕費)について、回収業務の一部を下記の弁護士法人に委託しました。

業務委託先 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目16番8号
南雲ビル
名称 弁護士法人 舘野法律事務所
電話番号 03-3797-3768

業務委託期間 令和2年(2020年)4月1日から
令和3年(2021年)3月31日まで

問合せ

①、②について…お客さま課収納担当 048-961-8958(直通)
③について…施設課維持管理担当 048-972-5793(直通)

3月議会結果報告

3月定例会が3月25日に開かれました。企業長から次の議案が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。

- 越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 令和元年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)について
- 令和2年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計予算について

このほか、議会運営委員会から提出された議案「越谷・松伏水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」も、原案のとおり可決されました。

各種届け出・お問合せ

業務時間: 月曜～金曜(祝日・年末年始除く)
午前8時30分から午後5時15分まで

※業務時間外でも、にごり水など緊急を要する場合には、代表電話へご連絡ください。
※水道の使用開始中止は企業団ホームページからもお申込みができます。

<https://www.koshi-matsu.koshigaya.saitama.jp/>

ホームページ → お客さまへ → 各種お申し込み

代表番号 ☎ **048-966-3931**

水道使用・水道料金	・水道の使用開始停止について(引越・家の改装・名義変更など) ※5日前までにご連絡ください	越谷松伏管工事業協同組合	TEL.048-960-5660
	・水道使用水量について	(一財)埼玉水道サービス公社	TEL.048-966-3933
	・水道料金について	お客さま課料金担当	TEL.048-966-3932
	・未納料金のお支払いについて	お客さま課収納担当	TEL.048-961-8958
査	・メーターの取り替えについて	お客さま課検針担当	TEL.048-961-8957
	・水質について	配水管理課水質担当	TEL.048-971-9425
漏水	・道路の水漏れについて	道路漏水専用フリーダイヤル	☎ 0120-788-866
	・宅地内の水漏れについて ※メーターから建物の間については指定給水装置工事事業者へご連絡ください	施設課維持管理担当	TEL.048-972-5793
給水装置	・給水装置(工事、名義変更など)について	施設課給水装置担当	TEL.048-972-5794
	・指定給水装置工事事業者について		
	・貯水槽の管理者の変更や設備の更新について		